

「石巻圏域災害時等給食施設栄養士 情報共有ネットワーク」の 取組について



東部保健福祉事務所（石巻保健所）
健康づくり支援班 技師 佐藤大地

本日の流れ

はじめに

01

活動内容

03

今後に向けて

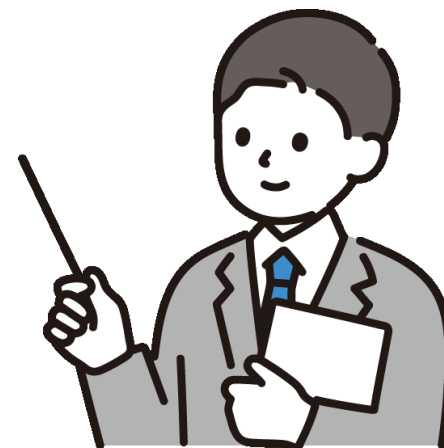
05

02

経緯

04

成果



01 はじめに



給食施設とは…

特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設

＜学校・児童福祉施設・病院・高齢者施設・社会福祉施設・事業所など＞

給食施設

適切な栄養管理を
行わなければならない

指導
助言

都道府県（保健所）

栄養管理の実施について
必要な指導及び助言
を行うこと

災害時の備え

平時から食料の備蓄や
体制整備に努めること

支援

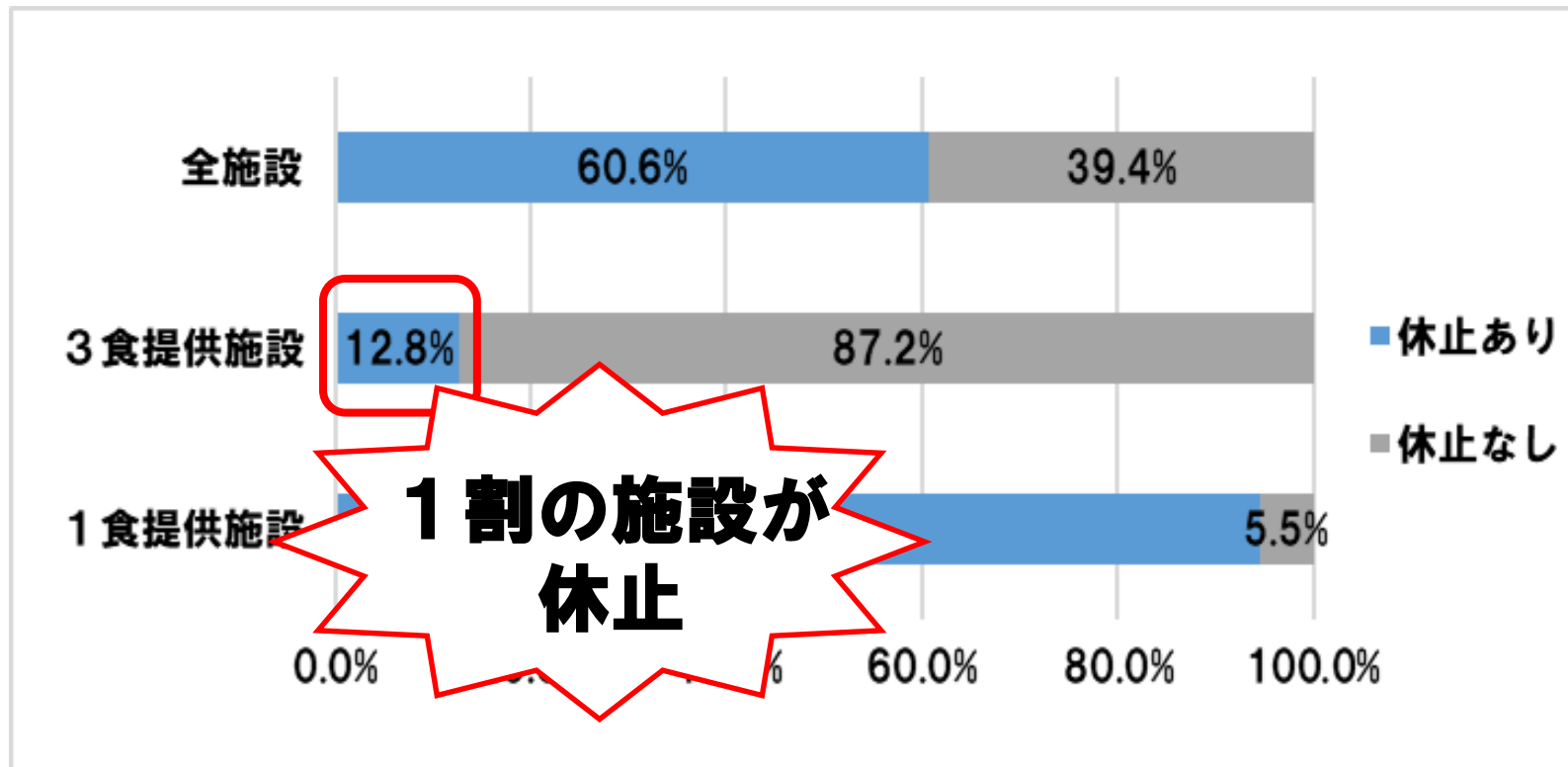
給食施設の食料備蓄の確保を促し
協力体制の整備に努めること

02 経緯



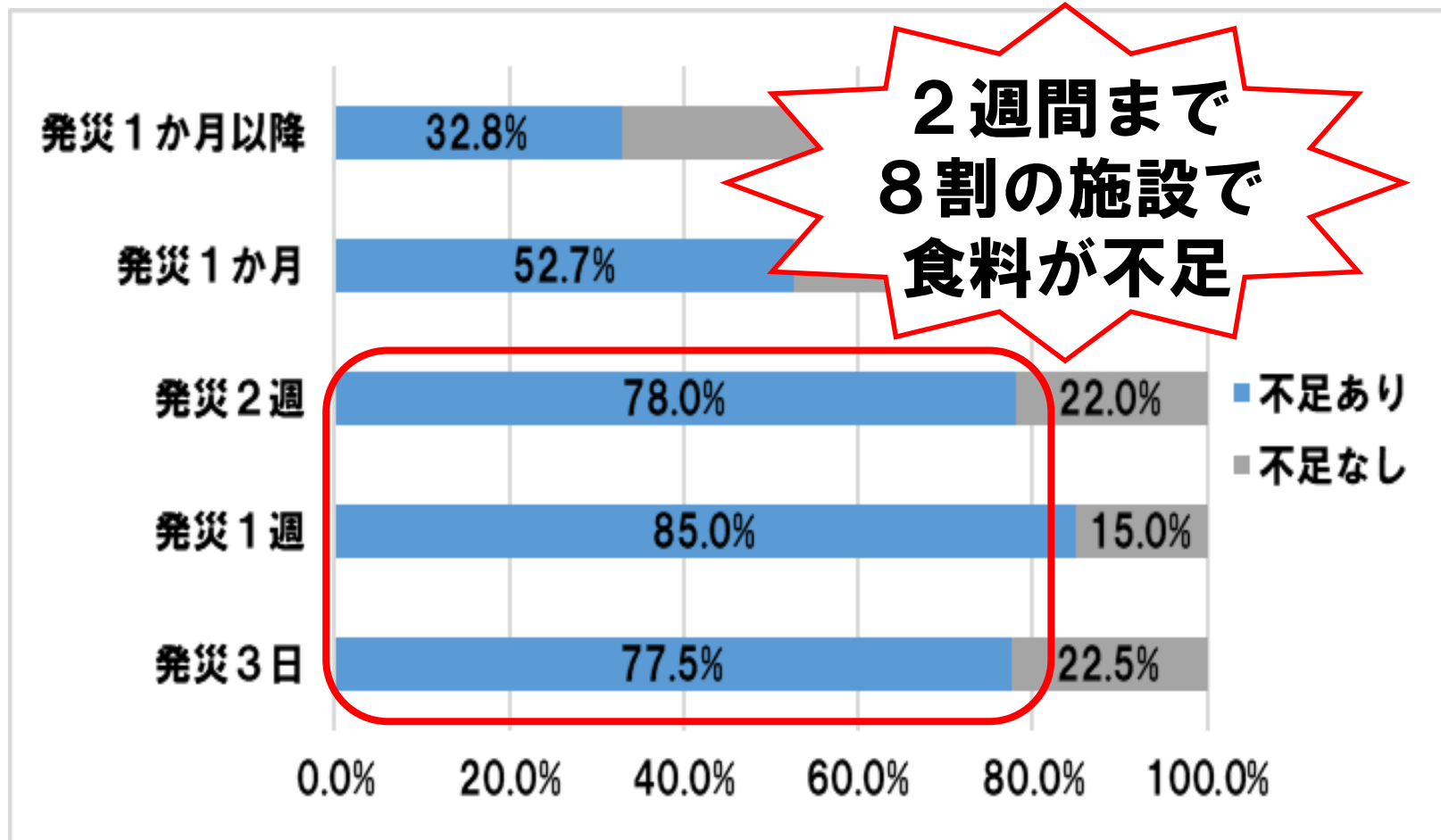
H23年 7～12月 震災後の調査から・・・

給食休止期間の有無



※災害時給食施設実態調査

食料に不足のあった施設（休止施設除く）



H24年
1月

給食施設の栄養士から・・・

- ✓ 近隣の給食施設の栄養士同士が
助け合える仕組みづくりが必要
- ✓ 給食施設間や保健所と
情報共有ができればよかった



※石巻管内栄養士会情報交換会より

H24年

3月

まずはできるところから始めよう！

- 近隣施設でグループを作り、連絡網を整備
- 連絡網の活用として、情報伝達訓練を実施



H26年 ネットワークの整備

12月

県内で唯一
整備

～目的～

- (1) 近隣の給食施設の栄養士同士が平時から顔の見える関係性を構築し、連携しあえる体制を整備
- (2) 情報の伝達手段を整備し、情報共有を図る仕組みづくり

～ネットワーク構成員～

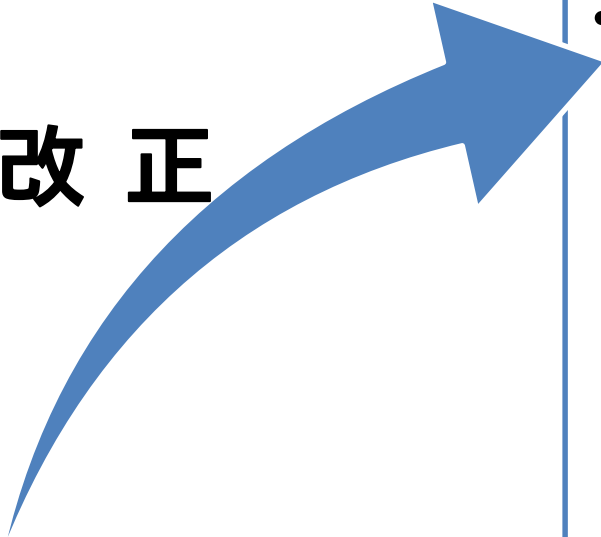
石巻圏域における3食提供施設の
管理栄養士・栄養士

現在：全42施設の栄養士92人

R5年 運用要領・マニュアルの改正

4月

改正



運用会議設置要綱
運用マニュアル

【運用要領】

- ・ 具体的な事項を規定
 - 災害時の対応方法
 - 平時の備え

【運用マニュアル】



- ・ インターネットを活用
- ・ 訓練を災害を想定したものに

03 活動内容

1) 災害発生時の対応

2) 災害時対応訓練

3) 会議の開催

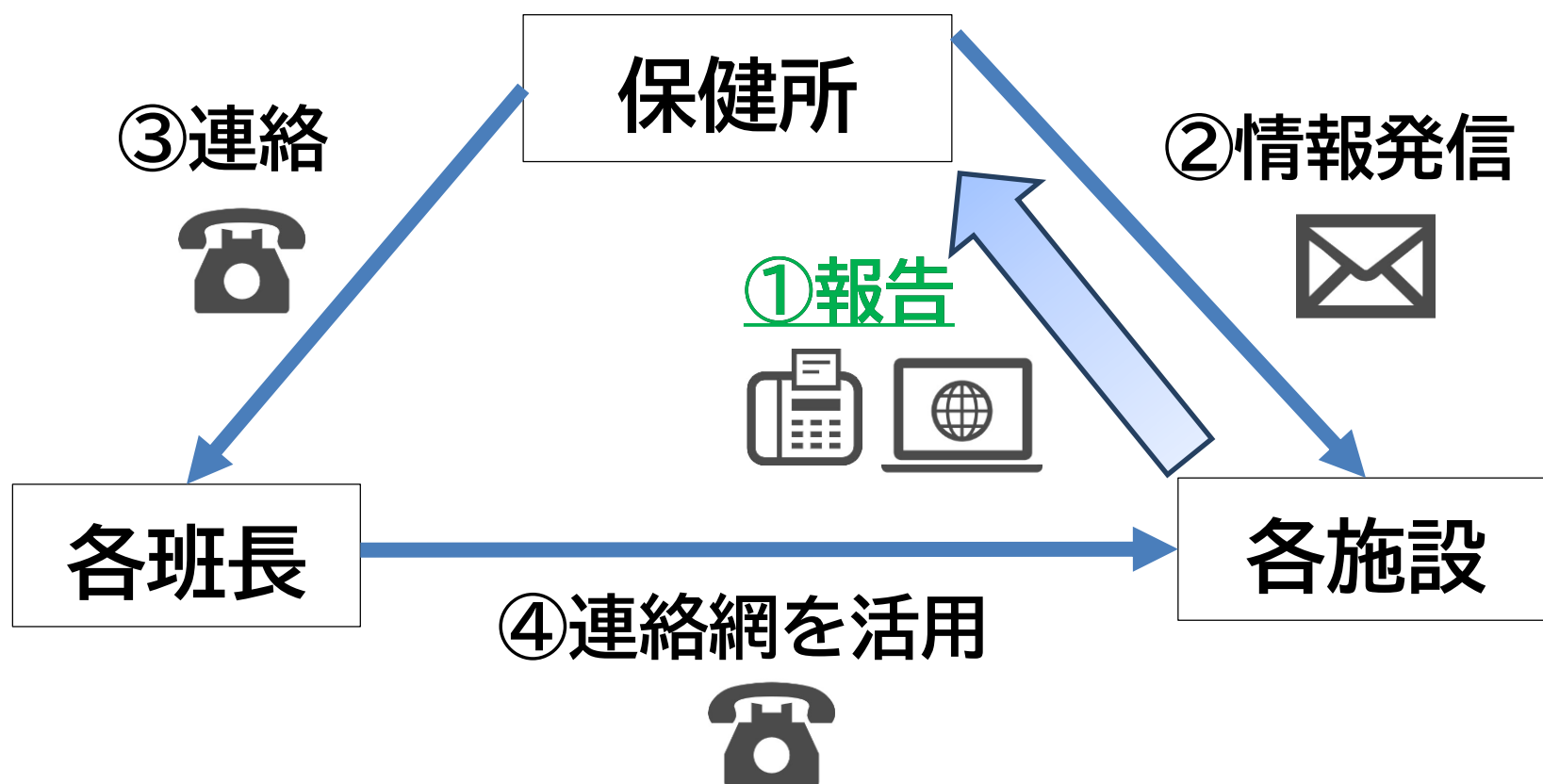
1) 災害発生時の対応

03 活動内容

【ポイント】



情報の伝達方法の構築



1) 災害発生時の対応

03 活動内容

①報告（被災状況・食事提供状況等）

【ポイント】

- 💡 被災状況報告だけでは把握しきれない情報も把握
- 💡 給食施設間の相互支援の可否を確認

発災

発災から
72時間以内

被災状況連絡

必要時
速やかに

要支援
情報発信

食事提供状況

現在の食事提供回数 1日 回

- ☐ 給食対象者以外の食事提供あり
(☐職員 食 ☐避難者等 食)
- ☐ 食材不足あり
- ☐ 栄養補助食品の不足あり
- ☐ ムース・ゼリー食の不足あり
- ☐ その他 ()

5 特記事項（支援物資の余剰や災害時の食事提供に役立つ情報、他施設と共有したい事項）

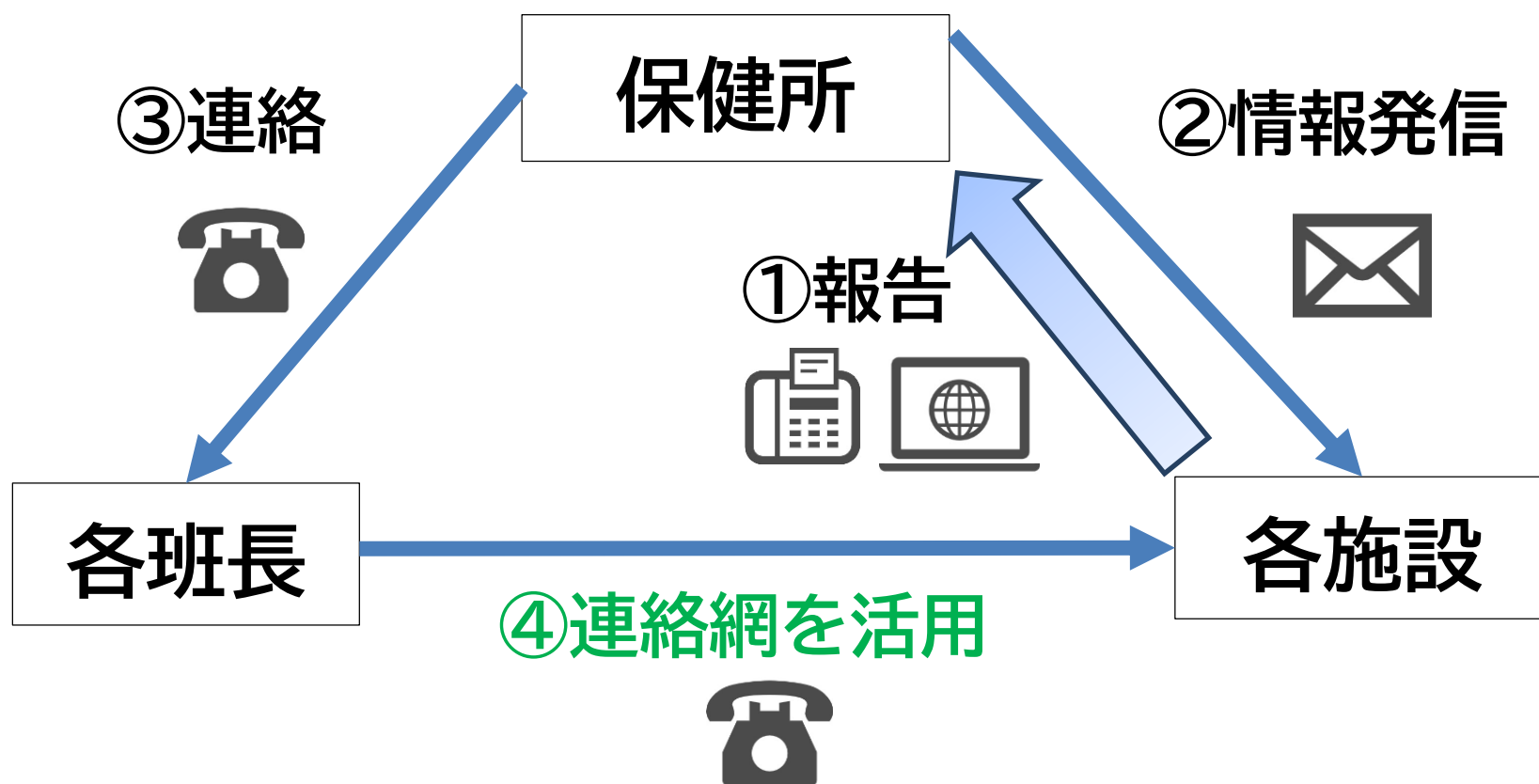
1) 災害発生時の対応

03 活動内容

【ポイント】



情報の伝達方法の構築



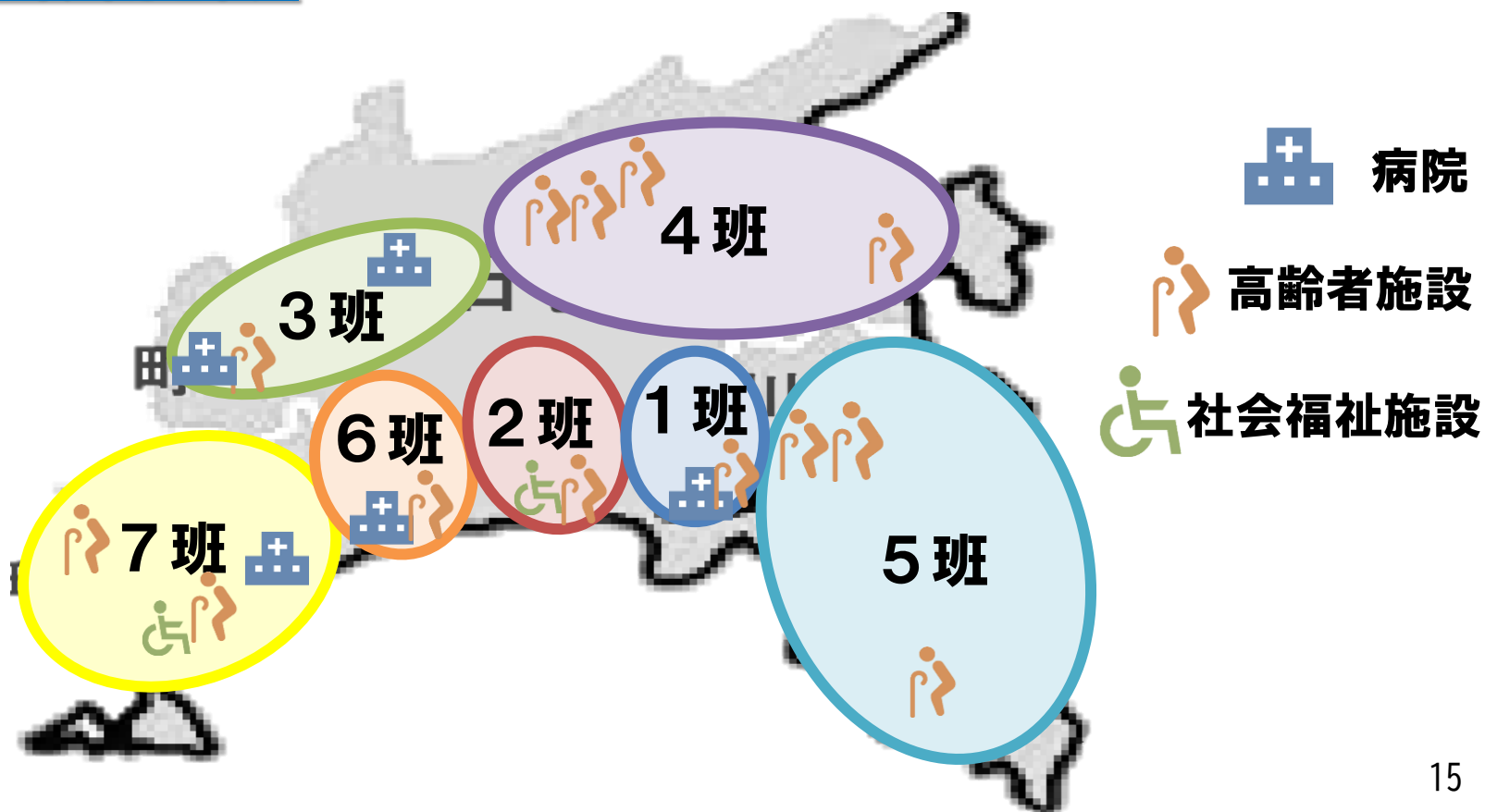
1) 災害発生時の対応

03 活動内容

④ 連絡網の活用

【ポイント】

💡 近隣施設の栄養士同士で班体制を整備



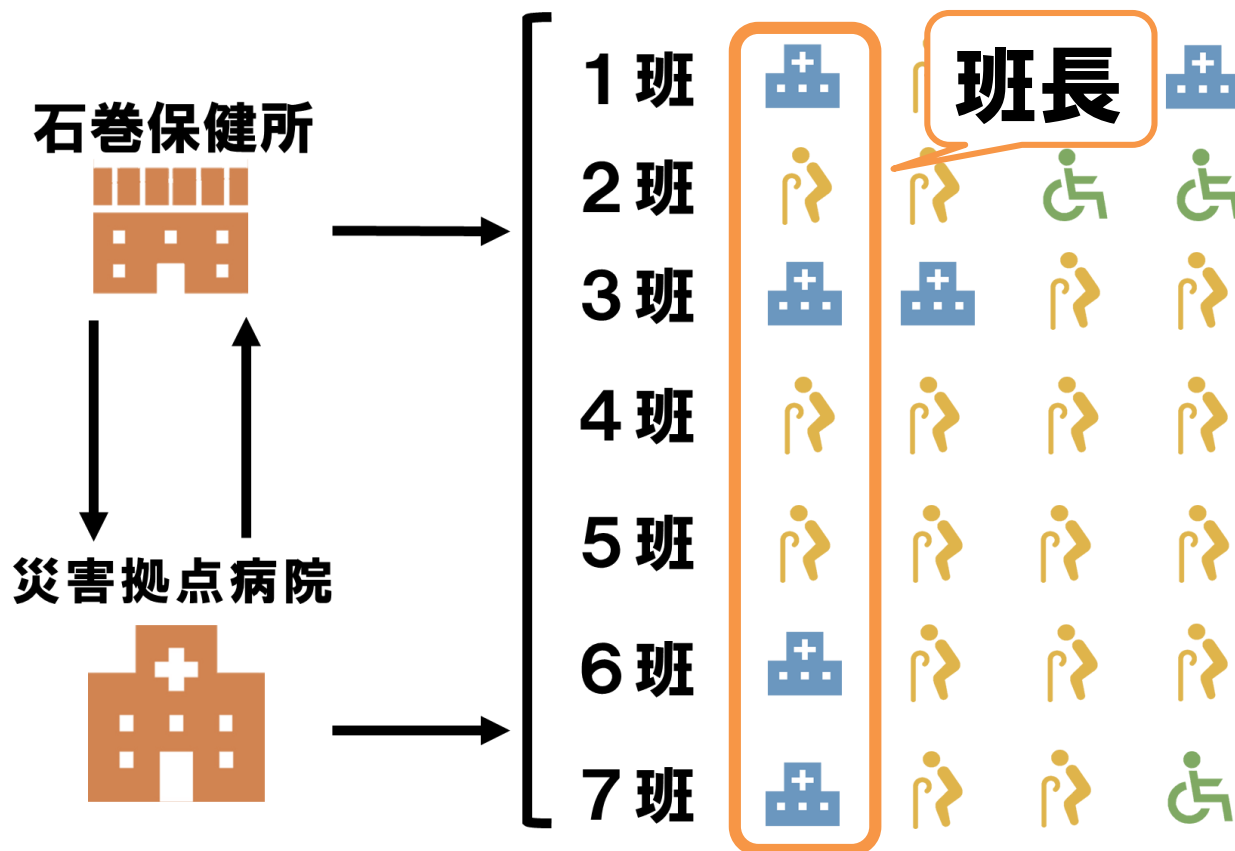
1) 災害発生時の対応

03 活動内容

④ 連絡網の活用

【ポイント】

 班長を選出し、班内のとりまとめ役に



2) 災害時対応訓練

03 活動内容

【ポイント】



災害の意識づけが図られるよう毎年実施



災害対応を想定した訓練内容に

<実施時期>

毎年、「みやぎ県民防災の日」である6月12日前後

<実施内容>

- ・被災状況の報告訓練
- ・情報の伝達訓練



3) 会議の開催

03 活動内容

< 協議 >

【ポイント】

💡 課題について協議し、活動の見直しを図る

- ・引き続き F A X も使えるとよい
- ・栄養士が不在の場合の対応をもっと具体的に
- ・ネットワークの活動を施設全体に周知する必要がある



3) 会議の開催

03 活動内容

<情報交換>

【ポイント】



災害時の備えの強化、栄養士の連携の強化

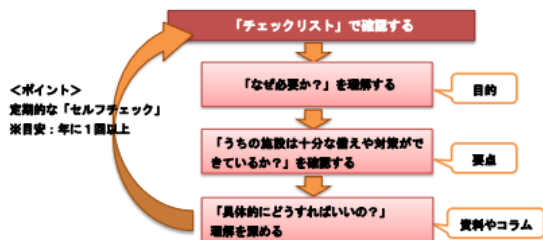
特定給食施設における 非常・災害時対策チェックリスト ～東日本大震災の教訓を今後に生かすために～

宮城県
Miyagi Prefecture Government

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、沿岸部を中心に県内全域が甚大な被害を受けました。
県内の特定給食施設においても、ライフラインの停止、通信手段の寸断、道路の崩壊やガソリン不足等の状況により、通常の給食提供機能の停止を招いた上、施設が孤立化するなど、これまで経験したことのない被害と影響を受けました。
被災後に実施した調査では、県内給食施設の約 7 割で非常時マニュアルが整備されていたものの、十分に活用できたと回答した施設は 2 割弱にとどまっていました。
また、「特定給食施設における栄養管理に関する指導及び支援について（平成 25 年 3 月 29 日健が発 0329 第 3 号厚生労働省健康局が、対策・健康増進課長）」では、「（特定給食施設）災害等に備え、食料の備蓄や対応方法の整

理など、体制の整備に努めること」とあり、平常時からの準備が重要です。
このチェックリストは、東日本大震災の教訓を踏まえ、各特定給食施設において、自然災害のみならず食中毒や感染症発生等、様々な非常事態に對して備えを行っていただくために作成したものです。
非日常の状況におかれても、人の命をつなぐための食事を提供し続けなければならないのが特定給食施設の使命です。災害等の規模や内容に応じて適切に対応できるよう、個々の特定給食施設の特性を踏まえた備えを万全にするために、このチェックリストが活用されることを願っています。
最後に、この引きの作成にあたって、県内の多くの給食施設から御協力をいただきましたことに、心より感謝申し上げます。

【チェックリスト活用のイメージ】



◎「目的」「要点」「資料やコラム」については「特定給食施設における非常・災害時対策チェックリスト利用の手引き」に詳しく記載されています。そちらも併せてご覧ください。

チェックリスト

◎「P」は「特定給食施設における非常・災害時対策チェックリスト利用の手引き」における対応ページ番号を示しています。

大項目	小項目 内容(要点)	点検結果		
		P	済	未
1 危機管理体制の強化				
①非常・災害時マニュアルの作成及び見直しについて	施設全体の災害対策本部や危機管理マニュアルの中に「給食部門」が明確に位置づけられている。	8		
	非常・災害発生時の給食提供における流れをあらかじめ検討・決定している。			
	施設内で作成している非常・災害時マニュアル等に基づいて訓練を実施した後、訓練内容、マニュアル内容を検討評価し、随時見直しをしている。			
②連絡・指示体制	施設内連絡網を作成し職員全員(給食部門を委託している場合には委託職員も含む)に周知している。	10		
	食材業者やライフライン寸断時の連絡先一覧を作成している。			
	発生時間や被災状況等に応じて職員の指示系統・配備体制を検討・作成している。			
	初動時の役割分担を明確にしている。			
	給食提供意思決定の流れが、組織として決められている。			

<情報交換>

危機管理体制

炊き出し訓練は実施できていない

他職種との情報共有が不十分

委託先や食品業者との契約を見直す必要がある

備蓄食品

1 回目は簡単に提供できるもの

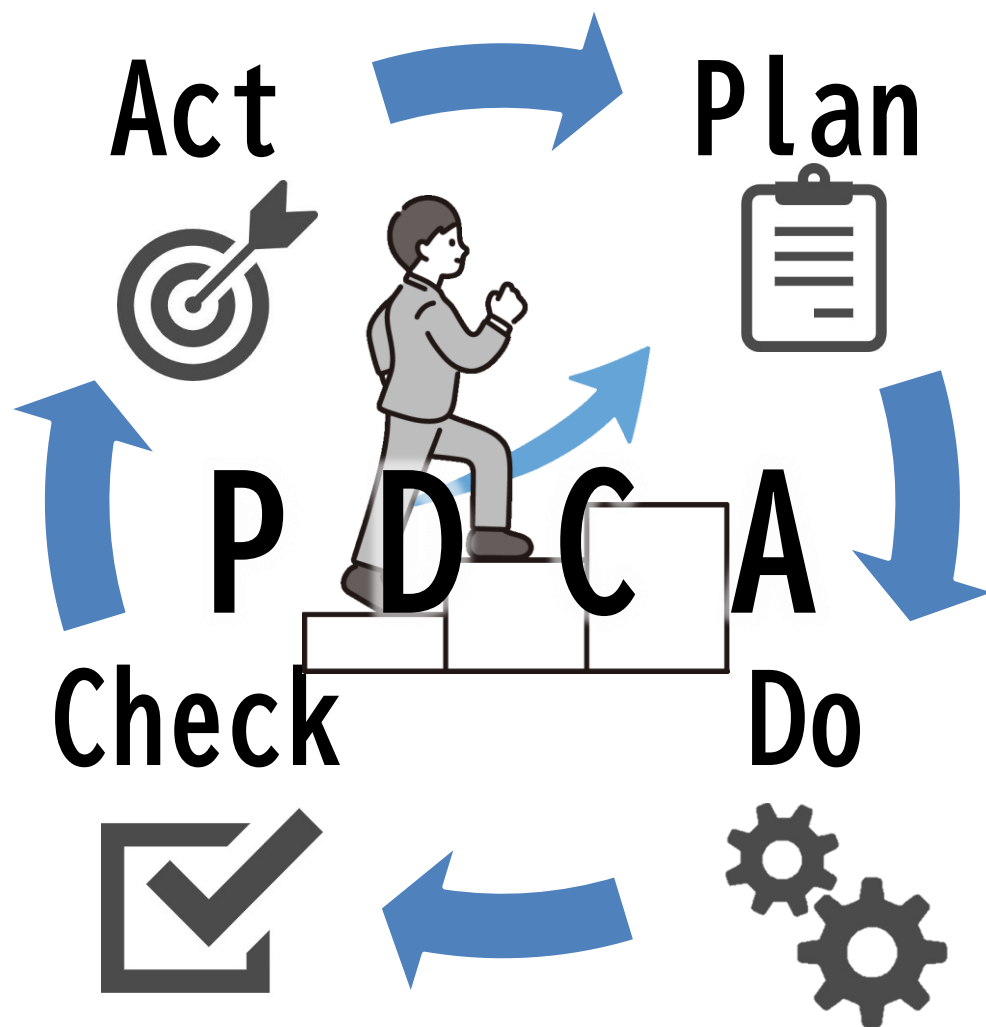
1 回分ずつにわけて保管

大きく張り紙をして分かりやすく

保管場所は、2 階以上に



03 活動内容



1) 災害発生時の対応



2) 災害時対応訓練



3) 会議の開催



04 成 果

ネットワークの目的

達成！

(1) 近隣施設の栄養士同士が、
平時から顔の見える関係性を構築し、
連携しあえる体制の整備

達成！

(2) 情報の伝達手段を整備し、
情報共有を図る仕組みづくり

その結果・・・



石巻圏域の

すべての3食提供施設が構成員



運用開始から

10年以上経った現在も活動を継続



さらに



給食施設の栄養士の災害に対する意識が向上し、
給食施設における災害時の備えの充実にもつな
がっている

施設における非常災害時の備え
(備蓄品の整備)

**100%の施設が
備蓄品を整備・準備**

※令和6年度特定給食施設等の重点項目に関する調査



05 今後に向けて

【課 題】

- ・ ネットワーク設立当時の栄養士は29%のみで、
今後さらに減っていくことが見込まれる
⇒ ネットワークの目的や活動内容の共通理解が必要

【これからの取組】

- ・ 給食施設の栄養士と共に、
取組の見直しを図りながら、活動を継続
- ・ 災害に関する事項だけでなく、
通常業務における活用を検討していきたい